

1 審査請求の件名

差押処分取消請求事件（令和元年審査請求第10号）及び差押処分取消請求事件（令和元年審査請求第11号）

2 処分庁

豊田市長

3 事案の概要

- (1) 本件は、豊田市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人が滞納している固定資産税等の徴収金を徴収するため、審査請求人が有する貯金債権の差押処分（以下「第1差押処分」という。）を行ったこと及び審査請求人が有する預金債権の差押処分（以下「第2差押処分」といい、第1差押処分と併せて「本件差押処分」という。）を行ったことについて、処分庁に対し、それらの取消しを求める事案である。
- (2) 第1差押処分について
- ア 処分庁は、令和元年7月12日付けで、審査請求人が滞納していた固定資産税及びその延滞金につき、審査請求人が第三債務者に対して有する貯金債権に対し、第1差押処分を行い、同日付けで、審査請求人に対し、差押調書（謄本）を送付した。
- イ 処分庁は、令和元年7月16日付けで、差押債権を取り立てた。
- ウ 審査請求人は、令和元年11月27日付けで、審査庁である豊田市長に対し、第1差押処分の取消しを求める審査請求（以下「11号審査請求」という。）をした。
- (3) 第2差押処分について
- ア 処分庁は、令和元年11月22日付けで、審査請求人が滞納していた固定資産税及びその延滞金につき、審査請求人が第三債務者に対して有する預金債権に対し、第2差押処分を行い、同日付けで、審査請求人に対し、差押調書（謄本）を送付した。
- イ 審査請求人は、令和元年11月24日付けで、審査庁である豊田市長に対し、第2差押処分の取消しを求める審査請求（以下「10号審査請求」といい、11号審査請求と併せて「本件審査請求」という。）をした。
- ウ その後、処分庁は、令和元年11月29日付けで、第2差押処分を取り消した。

4 裁決の主文

本件審査請求をいずれも却下する。

5 裁決の理由

- (1) 11号審査請求について
- ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項は、処分についての審査請求は、正当な理由がある場合を除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければならないと規定している。
- イ 11号審査請求の審査請求書に記載のとおり、審査請求人は、令和元年7月21日までには、第1差押処分があったことを知ったが、その時点から3月を経過した後の同年11月27日に11号審査請求をしたことが

認められるから、11号審査請求は、法第18条第1項の定める3月の審査請求期間（以下「審査請求期間」という。）を徒過したものといえる。

そして、審査請求人の主張内容を考慮しても、11号審査請求を審査請求期間内に提起することが不可能又は困難であり、審査請求期間を遵守できなかったことについて正当な理由があると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

ウ したがって、11号審査請求が審査請求期間を徒過して提起されたことについて、法第18条第1項ただし書の「正当な理由」があるということとはできない。

エ 以上によれば、11号審査請求は、審査請求期間を徒過した審査請求であり、不適法である。

よって、11号審査請求は、その余の点を判断するまでもなく不適法であるから、これを却下すべきである。

(2) 10号審査請求について

ア 法は、国民の「権利利益の救済」を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とすると規定している（第1条第1項）。

この規定は、法に基づく審査請求が、審査請求人にとって自己の権利利益の救済に役立つ限りで認められることを明らかにするとともに、審査請求の利益、すなわち処分の取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益を有する者のみが審査請求をすることができ、当該利益が存在しなければ、当該審査請求は不適法になることを定めるものである。

イ 10号審査請求についてこれをみると、第2差押処分は、令和元年11月29日付けで、既に処分庁により取り消されているから、10号審査請求は、その目的を達しており、審査請求人が第2差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は失われたといわざるを得ない。

ウ よって、10号審査請求は、審査請求の利益を欠き、第2差押処分に係る違法性又は不当性の有無について判断するまでもなく不適法であるから、これを却下すべきである。

6 審理等の経過

- | | | | |
|-----|------|--------|-------------------------|
| (1) | 令和元年 | 7月12日 | 11号審査請求に係る第1差押処分 |
| (2) | | 11月22日 | 10号審査請求に係る第2差押処分 |
| (3) | | 11月24日 | 10号審査請求 |
| (4) | | 11月27日 | 11号審査請求 |
| (5) | | 11月29日 | 第2差押処分取消し |
| (6) | | 12月11日 | 審理員の指名 |
| (7) | 令和2年 | 5月20日 | 審理員による審理の終結 |
| (8) | | 6月1日 | 審理員意見書の提出（いずれも却下するのが相当） |

※本件審査請求はいずれも不適法であり、却下する場合（第6号）に該当するため、法第43条第1項による豊田市行政不服審査会への諮問を行わなかった。

以上